

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(10月11日からの水際措置の見直しについて)

2022年10月10日  
在ギリシャ日本国大使館

「水際対策強化に係る新たな措置(34)」により、10月11日(火)午前0時(日本時間)以降、日本の水際措置が緩和される予定です。当該措置の概要は以下のとおりです。

(1)外国人の新規入国制限の見直し

これまで外国人の新規入国の際に必要なとされていた日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム(ERFS)における申請が不要となります。また、外国人観光客の入国については、個人旅行も可能となります。

(2)査証免除措置の適用再開

これまで日本に新規入国する外国人の方はビザが必要でしたが、ギリシャを含む査証免除措置対象国・地域の方については、査証免除措置の適用が再開されます。

これにより、ギリシャ人(ギリシャ旅券所持者)の方が、90日以内のビジネス出張、親族訪問、観光等の短期滞在目的で日本へ渡航する場合は、ビザの取得は不要となります。

(※なお、90日以上日本滞在や、90日以内であっても日本で就業や報酬を伴う業務に従事する場合は、ビザの取得が必要です。)

●査証免除対象国・地域リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

(3)入国時検査及び入国後待機の見直し

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある方を除き、日本入国時の検査の実施、入国後の自宅等での待機や待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等は求められなくなります。

ただし、引き続き、日本への入国には、日本政府が有効とするワクチン3回接種証明書、又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が必要ですので、渡航の際はご注意ください。

●日本政府が有効とするワクチン接種証明書の要件(10月11日以降)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000997372.pdf>

(4) 入国者総数の管理の見直し

1 日 50,000 人目途とされていた入国者総数の上限が撤廃されます。

(5) 空港・海港における国際線受入の再開

現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、個別港ごとに受入準備が整い次第、順次、国際線の受入が再開される予定です。

2 本件詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

■ 厚生労働省ホームページ

○ 水際対策強化に係る新たな措置(34)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000993077.pdf>

○ 10月11日以降の水際対策強化に係る新たな措置のQ&A(10月11日時点)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000998557.pdf>

○ ファストトラック

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

■ 外務省ホームページ

○ 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(2022年10月11日以降適用)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2022C083.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C083.html)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)